

障害（補償）等給付及び障害等級認定基準等について

労災保険給付の概要

業務や通勤に起因する負傷、疾病等に対してなされる主な労災保険給付は以下のとおり。

①療養（補償）等給付

被災労働者が傷病を受けたことについて、必要な療養の給付又は必要な療養の費用の支給を行う。



治療が必要

障害を残し症状固定

③障害（補償）等給付

傷病の治癒後において、身体に労働能力の全部又は一部を喪失するような障害を残し、将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害を填補するものとして、年金又は一時金の支給を行う。



治療のため休業
が必要



労働災害発生

②休業（補償）等給付

傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するものとして、平均賃金の6割に相当する金額の支給を行う。



1年6か月経過
(一定の障害が残存)

⑤遺族（補償）等給付

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するものとして、遺族に対し年金又は一時金の支給を行う。



不幸にして亡くなられた場合

⑥葬祭料等（葬祭給付）

死亡した労働者の葬祭を行った者に給付を行う。

その他の保険給付

⑦介護（補償）等給付

傷病により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を支給する。



⑧二次健康診断等給付

過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付を行う。

障害（補償）等給付

労災保険の障害（補償）等給付は、業務又は通勤が原因となった負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合の労働能力の喪失に対する損失填補を目的としている。

障害（補償）等給付の支給額等

- 障害（補償）等給付は、その障害の程度に応じて以下の給付を行う。

障害等級第1級から第7級に該当するとき：障害（補償）等年金、障害特別支給金、障害特別年金を支給

障害等級第8級から第14級に該当するとき：障害（補償）等一時金、障害特別支給金、障害特別一時金を支給

障害等級	障害（補償）給付		障害特別支給金 ^(注)		障害特別年金		障害特別一時金	
	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円	年金	算定基礎日額の313日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第1級	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円	年金	算定基礎日額の313日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第2級	"	" 277日分	"	320万円	"	" 277日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第3級	"	" 245日分	"	300万円	"	" 245日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第4級	"	" 213日分	"	264万円	"	" 213日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第5級	"	" 184日分	"	225万円	"	" 184日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第6級	"	" 156日分	"	192万円	"	" 156日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第7級	"	" 131日分	"	159万円	"	" 131日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第8級	一時金	" 503日分	"	65万円			一時金	算定基礎日額の503日分
第9級	"	" 391日分	"	50万円			"	" 391日分
第10級	"	" 302日分	"	39万円			"	" 302日分
第11級	"	" 223日分	"	29万円			"	" 223日分
第12級	"	" 156日分	"	20万円			"	" 156日分
第13級	"	" 101日分	"	14万円			"	" 101日分
第14級	"	" 56日分	"	8万円			"	" 56日分

- 労災保険における傷病が治ったときとは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態をいい、この状態を労災保険では治ゆ（症状固定）という。

障害等級表

障害補償の対象となる障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第一「障害等級表」に定められており、労働能力喪失の程度に応じ、障害等級第1級から第14級までの14段階に区分、137種の類型的な身体障害を掲げている。

障 壱 等 級 表

労働者災害補償保険法施行規則
別表第一 障害等級表

障害等級	給付の内容	身体障害
第1級 当該障害の存する期間 1年につき 給付基礎日額の 313日分	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したるもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひざ関節以上で失つたもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 9 両下肢の用を全廃したもの	
	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失つたもの 4 1上肢をひざ関節以上で失つたもの 5 1下肢をひざ関節以上で失つたもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリストラン関節以上で失つたもの	
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失つたもの 3 1下肢を足関節以上で失つたもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失つたもの	
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護をするもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失つたもの 4 両下肢を足関節以上で失つたもの	
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したものの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失つたもの	
	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に	
	1 両眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 3 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 4 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 5 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失つたもの	
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失つたもの 8 1足をリストラン関節以上で失つたもの 9 1足を足関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失つたもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失つたもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができ	

障害等級	給付の内容	身体障害
第4級	同 213日分	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失つたもの 4 1上肢をひざ関節以上で失つたもの 5 1下肢をひざ関節以上で失つたもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリストラン関節以上で失つたもの
第5級	同 184日分	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失つたもの 3 1下肢を足関節以上で失つたもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失つたもの
第6級	同 156日分	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に

障害等級表（抜粋）

障害等級	給付の内容	身体障害
第8級	給付基礎日額の 503日分	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失つたもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失つたもの
第9級	同 391日分	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失つたもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができ

障害等級認定基準（厚生労働省通達）

障害が複数発生した場合や、障害等級表に掲げられている障害以外の障害が生じる場合があるなど、認定が困難になるケースも存在するため、「障害等級認定基準」を策定し、迅速・適正な障害等級認定事務を行っている。

昭和50年9月30日付け基発第565号……基本通達

平成12年3月14日付け基発第128号……視野、嗅覚の検査方法

平成14年2月1日付け基発第0201001号……耳鼻咽喉領域

平成15年8月8日付け基発第0808002号……精神・神経

平成16年6月4日付け基発第0604003号……整形外科領域

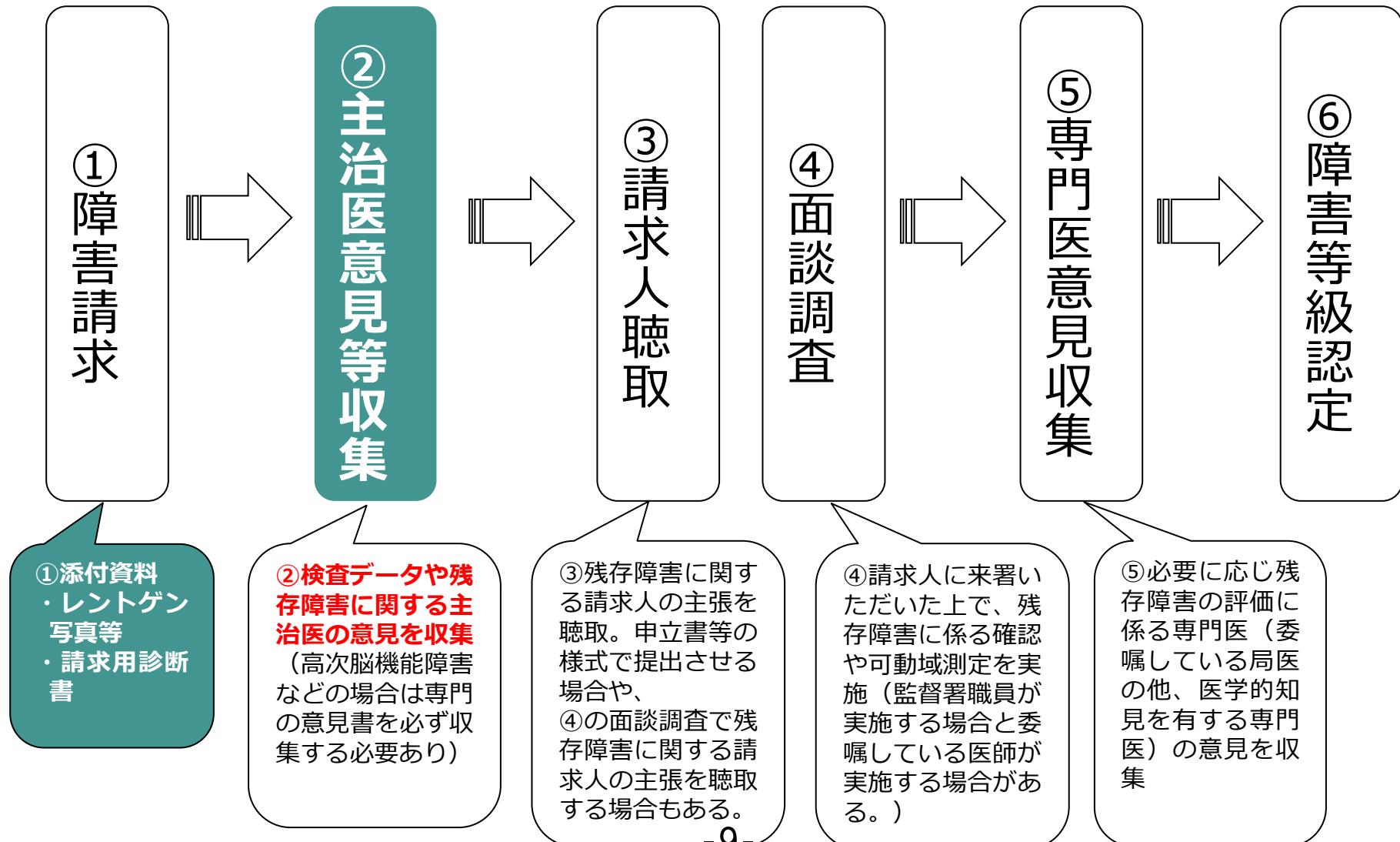
平成16年6月4日付け基発第0604004号……眼

平成18年1月25日付け基発第0125002号……胸腹部臓器

平成23年2月1日付け基発0201第2号……外貌の醜状

障害(補償)等給付の調査等の流れ

障害(補償)等給付の請求には請求書用診断書を添付して提出することとなっている(図①)が、多くの場合、検査データや残存障害に関する主治医意見を別途収集している(図②)。また、請求人に来署いただき、残存障害に係る面談調査を実施した上で障害等級認定を行っている(図④)。



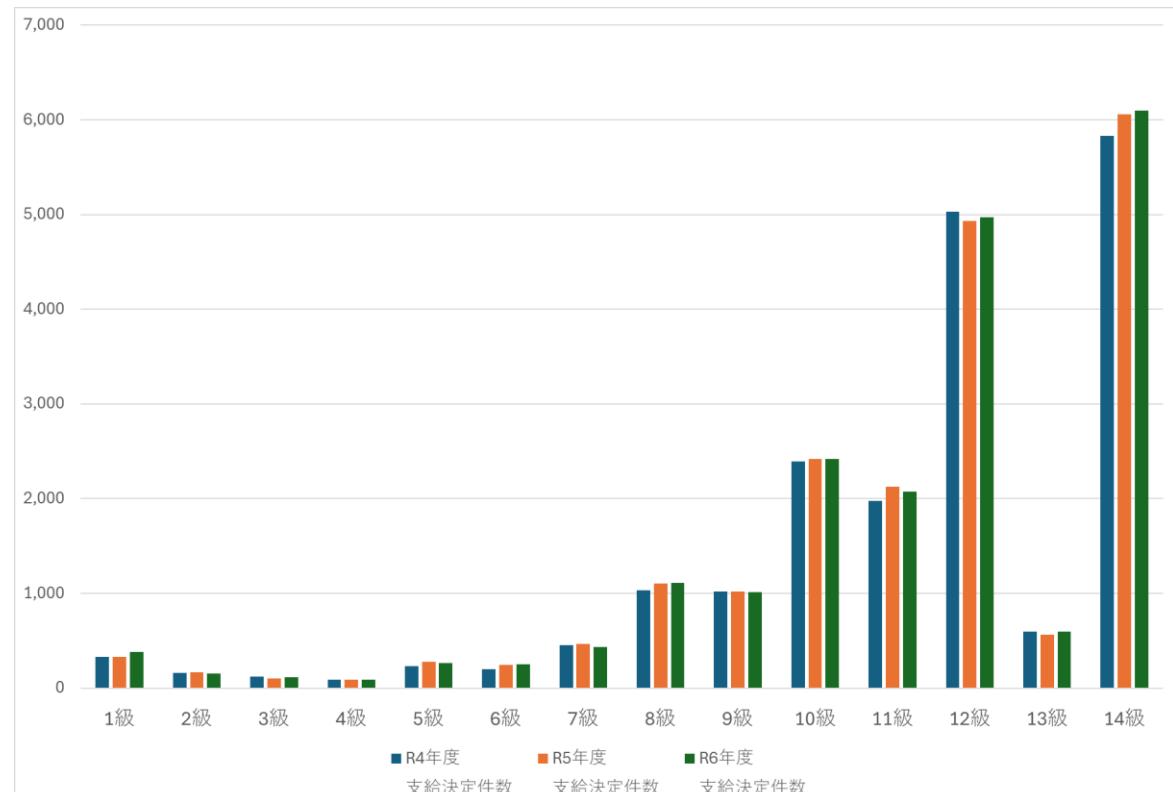
障害（補償）等給付の支給決定件数①

障害（補償）等給付の支給決定件数は令和6年度19,968件となっており、過去3カ年の推移を見ても傾向等は変わらない。また、等級別にみると第14級、第12級、第10級の順に件数が多くなっている。

(2025年10月時点特別集計)

障害（補償）等給付 等級別支給決定件数の推移			
障害等級別	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
1級	330	328	383
2級	162	167	153
3級	121	98	112
4級	91	91	89
5級	230	276	261
6級	202	244	254
7級	456	463	433
8級	1,031	1,103	1,109
9級	1,018	1,022	1,015
10級	2,392	2,421	2,422
11級	1,978	2,126	2,071
12級	5,030	4,932	4,971
13級	598	563	596
14級	5,831	6,060	6,099
合計	19,470	19,894	19,968

表1 障害（補償）等給付 等級別支給決定件数の推移



障害（補償）等給付の支給決定件数②

障害（補償）等給付の支給決定件数を部位ごとにみると、最も多いのは神経系統の機能又は精神の障害（令和6年度6,296件）、次いで上肢の障害（令和6年度4,748件）、下肢の障害（令和6年度1,898件）となっている。また、部位別、等級別で最も多いのは、神経系統の機能又は精神の障害で14級で支給決定された4,269件で、障害全体の2割を占めている。

(2025年10月時点特別集計)

表2 部位別、等級別の支給決定件数の推移

眼の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
眼の障害	1級 2	1	3
	2級 4	0	6
	3級 1	0	1
	4級 0	0	0
	5級 1	2	4
	6級 0	0	0
	7級 1	2	2
	8級 46	65	65
	9級 7	9	6
	10級 8	11	12
	11級 2	5	5
	12級 27	19	20
	13級 37	45	42
	14級 0	0	0
小計	136	159	166

耳の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
耳の障害	1級 -	-	-
	2級 -	-	-
	3級 -	-	-
	4級 2	2	3
	5級 -	-	-
	6級 3	0	5
	7級 7	9	7
	8級 -	-	-
	9級 36	34	37
	10級 44	34	35
	11級 58	66	63
	12級 0	0	0
	13級 -	-	-
	14級 7	11	7
小計	157	156	157

鼻の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
鼻の障害	9級 0	0	0

口の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
口の障害	1級 0	0	0
	2級 -	-	-
	3級 0	0	0
	4級 0	0	0
	5級 -	-	-
	6級 0	0	0
	7級 -	-	-
	8級 -	-	-
	9級 0	0	0
	10級 11	8	10
	11級 3	1	4
	12級 4	4	3
	13級 6	2	6
	14級 18	18	14
小計	42	33	37

神経又は精神の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
神経系統の機能又は精神の障害	1級 292	286	333
	2級 131	143	122
	3級 97	72	87
	4級 -	-	-
	5級 114	132	137
	6級 -	-	-
	7級 115	138	125
	8級 -	-	-
	9級 172	146	145
	10級 -	-	-
	11級 -	-	-
	12級 1,096	1,067	1,078
	13級 -	-	-
	14級 4,069	4,193	4,269
小計	6,086	6,177	6,296

外貌の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
外貌（上肢及び下肢の醜状含む）	1級 -	-	-
	2級 -	-	-
	3級 -	-	-
	4級 -	-	-
	5級 -	-	-
	6級 -	-	-
	7級 13	5	7
	8級 -	-	-
	9級 49	46	55
	10級 -	-	-
	11級 -	-	-
	12級 107	101	78
	13級 -	-	-
	14級 154	160	163
小計	323	312	303

胸腹部臓器の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
胸腹部臓器の障害	1級 0	0	0
	2級 0	1	1
	3級 0	1	1
	4級 -	-	-
	5級 1	1	0
	6級 -	-	-
	7級 12	12	13
	8級 -	-	-
	9級 6	7	12
	10級 -	-	-
	11級 26	24	21
	12級 -	-	-
	13級 5	3	7
	14級 -	-	-
小計	50	49	55

せき柱及び体幹骨の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
せき柱及びその他の体幹骨の障害	1級 -	-	-
	2級 -	-	-
	3級 -	-	-
	4級 -	-	-
	5級 -	-	-
	6級 16	19	34
	7級 -	-	-
	8級 152	170	165
	9級 -	-	-
	10級 -	-	-
	11級 868	929	935
	12級 78	66	76
	13級 -	-	-
	14級 -	-	-
小計	1,114	1,184	1,210

上肢の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
上肢（上肢及び手指）の障害	1級 0	1	0
	2級 0	0	0
	3級 0	0	0
	4級 11	11	10
	5級 17	12	28
	6級 8	5	10
	7級 30	31	23
	8級 88	96	83
	9級 161	156	160
	10級 1,123	1,152	1,138
	11級 72	81	75
	12級 2,014	2,056	1,967
	13級 423	383	410
	14級 835	873	844
小計	4,782	4,857	4,748

下肢の障害

障害区分	R4年度 支給決定件数	R5年度 支給決定件数	R6年度 支給決定件数
下肢（下肢及び足指）の障害	1級 1	1	1
	2級 2	3	2
	3級 -	-	-
	4級 15	16	22
	5級 24	36	22
	6級 1	3	0
	7級 1	1	2
	8級 82	95	96
	9級 24	35	43
	10級 699	751	767
	11級 37	53	54
	12級 795	769	790
	13級 56	51	56
	14級 26	40	43
小計	1,763	1,854	1,898

*上記以外に、併合、準用等級により認定を行ったものがあり、表1の合計と合わない。なお、令和6年度の併合の件数は2,543件、準用の件数は2,555件